○テニス競技場の優先利用についての許可基準の変更点　　平成 26 年 1 月改定

<table>
<tr><th>変更前</th><th>変更後</th><th>備　　考</th></tr>
<tr>
<td>テニス競技場の優先利用についての許可基準

(優先利用の許可)
３　優先利用の許可を受けようとする者は，様式第１号に定める申請書を，当該公園管理事務所へ提出しなければならない。なお，本基準内に定める副申を必要とする大会等は，本申請書提出時に添付するものとする。

・
・
・</td>
<td>テニス競技場の優先利用についての許可基準

(優先利用の許可)
３　優先利用の許可を受けようとする者は，様式第１号に定める申請書を，当該公園管理事務所へ提出しなければならない。なお，本基準内に定める副申を必要とする大会等は，本申請書提出時に添付するものとする。
　また，大会内容によっては，実施要項，タイムテーブル，資金計画書及び収支報告書等の提出を求めることがある。提出がない場合又は内容が優先利用に相応しくない場合は，優先利用を認めない。
・
・
・</td>
<td>赤字部分を追加する。</td>
</tr>
<tr>
<td>別表　本基準4，5，6，7及び9の規定を適用するテニス競技場及びコート数
<table><tr><th>公園名</th><th>全コート数</th><th>優先利用を認めるコート数</th></tr><tr><td>東平尾公園</td><td>20面</td><td>10番及び11番コートを除く18面</td></tr><tr><td>今津運動公園</td><td>18面</td><td>12面</td></tr><tr><td>西部運動公園</td><td>10面</td><td>6面</td></tr><tr><td>青葉公園</td><td>7面</td><td>5面</td></tr><tr><td>桧原運動公園</td><td>7面</td><td>5面</td></tr></table></td>
<td>別表　本基準4，5，6，7及び9の規定を適用するテニス競技場及びコート数
<table><tr><th>公園名</th><th>全コート数</th><th>優先利用を認めるコート数</th></tr><tr><td>東平尾公園</td><td>20面</td><td>10番から13番を除く16面</td></tr><tr><td>今津運動公園</td><td>18面</td><td>12面</td></tr><tr><td>西部運動公園</td><td>10面</td><td>6面</td></tr><tr><td>青葉公園</td><td>7面</td><td>4面</td></tr><tr><td>桧原運動公園</td><td>7面</td><td>4面</td></tr></table></td>
<td>赤字部分を修正する。</td>
</tr>
</table>